

相 談 事 例

ID : 05-01-005

相談タイトル

土地建物の買換えに伴う税金について

Q : ご相談内容

現在の土地建物を売却し、新しく土地を探しその上に建物を建築する予定です。現在の土地建物を売却した時に受けられる税金の特例について教えてください。

A : 回答

これは一定要件を満たすマイホームを売却する際に譲渡所得が発生した場合、その譲渡所得に対して課税（譲渡所得税）されることとなりますが、この売却に対して一定の要件を満たしている場合には、その譲渡所得金額から3,000万円を控除することができます。居住していた期間によって税額が異なりますので、詳しくは所轄の税務署に確認してみてください。